

(案)

売 買 契 約 書

千葉市（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）は、令和5年度テレホンカード売払い契約について、以下の条項によって契約を締結する。

（総則）

- 第1条 甲及び乙は、この契約書に基づき、別紙の仕様書等に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 この契約と仕様書で記載内容に相違あるときには、仕様書の記載内容が優先するものとする。
- 3 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、甲及び乙は、指示等を口頭で行うことができるものとする。
- 4 甲及び乙は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 5 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、乙の負担とする。

（売買物件の現状引渡し）

- 第2条 甲は、令和 年 月 日売却決定の令和5年度テレホンカード契約に伴う有価物（以下「売買物件」という。形状・数量は仕様書のとおり。）を現状のまま乙に引き渡し、乙は、これを受け取るものとする。

（売買代金の額及び納入）

- 第3条 売買代金は、金 円とする。
- 2 前項の売買代金のうち金 円は、入札保証金より充当、金-円は契約保証金より充当するものとする。
- 3 乙は、第1項の売買代金のうち入札保証金と契約保証金を除いた金 円を、甲が定める納入通知書により納付書に記載されている期限までに千葉市指定（指定代理・収納代理）金融機関に一括して納入するものとする。

（売買物件の引渡し等）

- 第4条 甲は、第3条に定める売買代金の納入を確認後、売買物件を乙に引き渡すものとし、乙は、売買物件の現状を確認し、後日に至り異議を申し立てないものとする。
- 2 売買物件の引渡し日時は甲、乙協議のうえ決定することとする。

(案)

- 3 乙は、売買物件の引渡し後遅滞なく、売買物件を引渡し場所から搬出するものとし、その費用は、乙が負担するものとする。

(所有権移転)

第5条 売払物件の所有権は、引渡しをもって、甲から乙に移転するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 乙は、この契約によって生じる権利若しくは義務を譲渡し、又は担保にしてはならない。

(契約不適合責任)

第7条 この契約の締結後、乙は、甲に対し、引渡しを受けた売買物件について、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由とする履行の追完請求、売買代金の減額請求、損害賠償請求、契約の解除をすることができない。

(危険負担等)

第8条 この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が、甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失した場合で、売買物件の引渡し不能となったときは、乙は、書面により相手方へ通知し、本契約を解除することができる。

2 この契約締結の時から売買物件の引渡しの時までにおいて、売買物件が、甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由によってき損した場合、乙は、売買代金の減額を請求することができない。

3 第1項の規定により本契約が解除された場合、甲は、乙に対し、納付済みの金員を速やかに返還する。ただし、返還する金員には利息を付さない。

(契約の解除)

第9条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を催告なく解除することができる。

- (1) 乙が正当な理由なくこの契約の全部又は一部を履行しないとき。
- (2) この契約の締結又は履行について、乙又はその従業人に不正の行為があったとき。
- (3) 乙が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この契約の条項に違反したとき。

(契約解除による違約金)

第10条 乙は、前条の規定により契約を解除されたときは、売払金額の100分の10に

(案)

相当する額の違約金を甲の定める期日までに納めなければならない。

(返還金等)

第11条 甲は、第10条に規定する解除権を行使したときは、乙が支払った売買代金を返還する。ただし、当該返還金には利息を付さない。

(返還金の相殺)

第12条 甲は、前条の規定により売買代金を返還する場合において、第11条の規定により乙に対して違約金債権を有するときは、当該債権の全部又は一部と乙の甲に対する売買代金返還債権の全部又は一部を対等額にて相殺することができる。

(暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約事項)

第13条 乙は、この契約を締結するにあたり暴力団等排除の取扱いについて、別記「暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約事項」を遵守しなければならない。

(この契約に定めのない事項の処理)

第14条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、法令(千葉市の条例、規則等を含む)の定めるところによるもののほか、甲、乙協議のうえ処理するものとする。

(雑則)

第15条 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる言語は日本語とする。

2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

3 この契約の履行に関して甲と乙との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

6 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

(案)

令和5年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊一

乙

(案)

暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約（以下「契約」という。）と一体をなす。

(表明確約)

第2条 乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合はその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）、受任者（再委任以降のすべての受任者を含む。）及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。）としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除)

第3条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙が前条第1項各号に該当するとき。
- (2) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が前条第1項各号のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (3) 乙が、前条第1項各号のいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(案)

- 2 乙が協同組合及び共同企業体である場合における前項の規定については、その代表者又は構成員が同項各号のいずれかに該当した場合に適用する。
- 3 乙は、前2項の規定により契約が解除された場合は、違約金として、契約金額の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 4 契約を解除した場合において、契約保証金が納付されているときは、甲は、当該契約保証金を違約金に充当することができる。
- 5 甲は、本条第1項及び第2項の規定により契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 6 本条第1項及び第2項の規定により契約が解除された場合に伴う措置については、契約の定めるところによる。

(不当介入の排除)

第4条 乙は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団又は暴力団員から不当又は違法な要求並びに適正な履行を妨げる行為(以下「不当介入」という。)を受けたときは、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 乙の下請業者が、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたときは、毅然として拒否し、乙に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は、速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(不当介入排除の遵守義務違反)

第5条 甲は、乙が前条に違反した場合は、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領の定めるところにより、指名停止の措置を行う。乙の下請業者が報告を怠った場合も同様とする。